

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○基本測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一

○公共測量の実施……(同)……一

○公共測量の終了(四件)……(同)……一

告示(選)

○政治活動のために寄附を受け、又は支出をするこ
とができなくなった団体(二件)……二

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……四

……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……四

○特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……五

○開発行為に関する工事完了……(同)……六

……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……六

告示

●東京都告示第千二百二十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 国土地理院
- 二 測量の種類 基本測量(地理識別子整備業務)
- 三 測量の区域 中央区地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月二十四日から同年十二月二日まで

●東京都告示第千二百二十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、昭島市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 昭島市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 昭島市中神町地内
- 四 測量の期間 平成二十七年八月三日から同年十一月十日まで

●東京都告示第千二百二十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

東京都知事 外 添 要 一

一 測量施行者 町田市

二 測量の種類 公共測量(基準点座標変換、水準点測量及び標高補正)

三 測量の区域 町田市小山ヶ丘及び小山町各地内(基準点座標変換)
町田市地内(水準点測量及び標高補正)

四 測量の期間 平成二十六年十一月七日から平成二十七年三月二十日まで

●東京都告示第千二百二十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、足立区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区伊興三丁目及び西保木間二丁目各地内
- 四 測量の期間 平成二十六年八月二十六日から平成二十七年三月三十一日まで

●東京都告示第千二百二十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、北区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区豊島一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十月一日から平成二十七年六月一日まで

●東京都告示第千二百三十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部本部長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 測量施行者 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 北区豊島四丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年九月二十六日から平成二十七年五月二十九日まで

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第七十八号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により平成二十七年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
社会民主党世田谷経堂支部	大久保 青志	大久保 青志	世田谷区若林4-14-12
岩田まさかず後援会	岩田 将和	岩田 景子	江戸川区上篠崎3-9-13
大泉時男後援会	大泉 時男	大泉 宣子	杉並区永福2-51-14
大須賀ひろすけ後援会	大須賀 浩裕	大須賀 邦彰	調布市飛田給1-24-1
革新都・区政をつくる台東連絡会	齋藤 誠	佐藤 ふみ子	台東区竜泉1-15-2 東京土建台東支部内
金村龍那の会	金村 龍那	金村 龍那	大田区西蒲田7-49-3
区民の声を届ける会	岩田 将和	岩田 景子	江戸川区上篠崎3-9-13
元気葛飾	渡辺 雄司	小野 宏美	葛飾区高砂6-13-25
後藤たかあき後援会	後藤 高顕	後藤 高顕	豊島区池袋本町3-33-1
純粋会	森田 純洋	加藤 邦広	あきる野市秋川4-12-9
女性議員をふやす会	名取 美佐子	佐々木 弘子	日野市平山3-11-5
白川哲也後援会	白川 哲也	白川 祐子	町田市本町田3133-5
新都市政経研究会	矢部 錠一	山口 国雄	町田市山崎町1380
政治結社日清会	藤田 悟己	我妻 健	足立区本木西町21-13
聖徳昭和絆会	三林 晃	小林 行男	荒川区西日暮里1-14-4
せんじゅ会	永田 千寿	富貴塚 正譲	足立区千住関屋町17-15
タカヒロタイムズ	小林 崇央	吉田 大貴	渋谷区広尾5-16-16
津田ともき後援会	津田 智紀	津田 智紀	大田区羽田1-7-6
豊島行革110番	五十嵐 稔	五十嵐 稔	豊島区東池袋3-21-21
都西研究会	玉川 真男	玉川 真男	町田市山崎町1380
中島よしきを応援する会	中嶋 良樹	中嶋 良樹	日野市東豊田1-20-5
新田しげひさ後援会	青木 恒春	竹川 明	板橋区西台2-3-32
藤岡洋の会	中山 健	大光寺 邦彦	小金井市中町3-22-30
古川ひでお後援会	古川 秀雄	古川 秀雄	世田谷区南烏山6-4-12
前田晃平後援会	前田 晃平	前田 晃輔	東久留米市東本町14-10
「見える!!」都政の会	中山 健	大光寺 邦彦	小金井市中町3-22-30
未来都市政治経済研究会	新田 滋久	竹川 明	板橋区西台2-3-32
無所属フォーラム	中嶋 良樹	中嶋 良樹	日野市東豊田1-20-5
村上政経研究所	村上 誠	村上 まり	豊島区雑司が谷2-5-7
村上まことを育てる会	村上 誠	村上 まり	豊島区雑司が谷2-5-7
若林亜紀後援会	若林 亜紀	若林 亜紀	三鷹市下連雀3-22-13
渡辺雄司後援会	渡辺 雄司	田中 崇央	葛飾区高砂6-13-25

●東京都選挙管理委員会告示第七十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第二項の規定により平成二十七年六月二日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年八月六日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
橋本久美後援会	篠崎 久美	篠崎 久美	板橋区大山西町70-15

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年八月六日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十七年六月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チャイルドライン支援センター

三 代表者の氏名

神 仁

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区住吉町八番五号 曙橋コーポ二階

五 定款に記載された目的

この法人は、悩みをもつ子どもたちの声を受けとめ自立を助ける「チャイルドライン」の重要性について社会的認識を高めるとともに、各地で「チャイルドライン」を設立運営する団体に対し、支援、助言を行ない、もつて子どもの権利条約が保障する子どもの諸権利を実現するための社会基盤作りに寄与することを目的とする。

(以上原文のまま掲載)

- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人レインボーコミュニティCOLL
a b o
- 三 代表者の氏名
鳩貝 啓美
- 四 主たる事務所の所在地
東京都世田谷区玉川一丁目三番二十五号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、レスビアン及び性的少数者に対して、孤立を軽減し前向きに生きることを支援するための相談や生涯学習事業を行い、レスビアン等の実態とニーズを調査・研究し、対応した資源を開拓する事業を行う。また、広く市民に向けて身近な存在としての正確な理解につなげるための知識・情報の発信事業を行う。それらを通じて、どのようなセクシュアリティであろうとも、誰もが隠すことなく自尊心をもちながら、その性と生を生きる社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ハンディキャップサポートウノの会

- 三 代表者の氏名
田辺 広子
- 四 主たる事務所の所在地
東京都西東京市住吉町三丁目十二番十九号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、ハンディキャップを持つ人に対して、就業支援及び自立するための生活支援等の事業を行い、広く福祉の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人国際環境政策研究所
- 三 代表者の氏名
小杉 隆
- 四 主たる事務所の所在地
東京都千代田区永田町二丁目九番八―七〇一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、地球温暖化対策・自然生態系保全・循環型社会形成などの内外の環境問題、科学技術の振興と応用、災害時の支援活動と観光の振興促進支援及び福祉・医療・介護に関する諸問題に総合的に取り組み、持続的社会の実現に寄与することを目的とする。
構成は、個人・企業・団体を問わず、環境問題に関心を持つ消費者、専門家・研究者などの学識経験者、実際に社会の現場で活動している企業経営者、政治・行政の場で活動していた者など多彩なメンバーからなる。

- 活動は、調査研究、消費者・事業者への情報提供・啓蒙・支援、内外の環境会議や現場視察等への参加、環境対策の立案・提言、国際交流、環境問題に携わっている関係者との意見交換・協力連携など、幅広く展開する。(以上原文のまま掲載)
- 一 申請のあった年月日
平成二十七年六月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひなた
- 三 代表者の氏名
國分 和美
- 四 主たる事務所の所在地
東京都武蔵村山市中央四丁目五十五番地一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、身体障害者及び知的障害者、精神障害者等に対して障害者自立支援法に定める介護給付に関わる事業や訓練等給付に関わる事業を行い、障害者の主体的社会参加に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請について
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年八月六日

東京都知事 舛 添 要 一

<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人スマイルネジプロジェクト</p> <p>三 代表者の氏名 望月 佑真</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都港区白金台二丁目二十五番十一号 白金ハイツ 一〇三</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、人を笑顔にするスマイルネジの普及事業を通じ、ものづくり・DIY活動の促進及びデザイン・アート活動への参加促進活動を行い、こころ豊かな社会の実現と持続可能な循環型社会の確立に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十五日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人青洞の家</p> <p>三 代表者の氏名 高橋 豊子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区南小岩三丁目十一番三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、障害者及び障害児の福祉の増進を図ると</p>	<p>ともに、障害の程度にかかわらず誰もが地域社会で自立した生活をするための支援を行うことにより、もって地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十六日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人J&C Union</p> <p>三 代表者の氏名 大塚 久美子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都江戸川区南小岩一丁目四番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、保育施設の設置・運営に関する事業、保育の安全の維持・推進及びその支援に関する事業、子育て及び子どもの教育の支援に関する事業を行い、未来を担う子ども達や保護者を支援すること、よりよい子育て環境の提供を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人AOU Japan</p> <p>三 代表者の氏名 吉岡 千華</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都清瀬市竹丘二丁目十番十号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、医療環境が整っていないカンボジアにおいて、政府等の支援が届かない地域に住む人々及び低所得者に対する医療支援を行う。また現地医療スタッフを教育し、地方での開業に対する支援を行っていくための自立支援活動を行う。これらの活動を通じて、広く一般の者に対し、国際協力、社会貢献への重要性を伝えていくことを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月二十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本ブラインドサッカー協会</p> <p>三 代表者の氏名 釜本 美佐子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都新宿区百人町一丁目二十三番七号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、「ブラインドサッカー(視覚障がい者サッカー)を通じて、視覚障がい者と健常者が当たり前に混ざりあう社会を実現すること」をビジョンとし、「ブラインドサッカーに携わるものが障がいの有無にかかわらず、生きがいを持って生きることに寄与すること」をミッションとする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p>
--	--	---

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年八月六日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

西東京市保谷町五丁目千三百
十七番四
中央区銀座七丁目十四番十
六号

株式会社陽栄
代表取締役 早川 貴之

清瀬市下清戸五丁目八百三十
四番五、八百三十五番二、八
百三十六番十四及び八百四十
番一
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三号
株式会社東栄住宅
代表取締役 西野 弘

多摩市桜ヶ丘二丁目三十二番
三
立川市高松町三丁目二十九
番十七号

三絆地所株式会社
代表取締役 鈴木 等

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001